

デジタル簡易無線使用規定

2018年7月9日
長野県高等学校文化連盟

1. 使用できる団体
 - (1) 県総文など、県高文連の事業を最優先して使用する。
 - (2) 上記に差し支えない範囲で、専門部・支部の事業（フェスティバル・支部交流会等）にも使用できる（後述「専門部・支部での使用に際して」参照）。
2. 使用できる目的
高文連の事業に限る。その他の目的には原則として使用できない。
3. 使用できる機材
 - (1) 本体 TPZ-D553MCH KENWOOD 携帯型デジタルトランシーバー 5W 出力（最大10個）
 - (2) ヘッドセットマイク7個・スピーカーマイク4個（ともに、イヤホンで受信、マイクで発信して使用）
4. 専門部・支部での使用に際して
 - (1) 使用に際しては、事前に別紙の申請書を高文連事務局宛に提出する。
 - (2) 県高文連事務局所在校で、専門部・支部の担当者が受け取り・返却を行う。返却時に、動作確認を高文連事務局で、専門部・支部の担当者とともに動作確認を行う。
 - (3) 直接の受け渡しが不可能な場合は郵送・宅配による。
 - (4) 受け渡しにかかる担当者の旅費・送料は、往復とも高文連では負担しない。
 - (5) 使用前に、専門部・支部が以下を確かめる。
 - ① 動作確認を行い、不具合がないこと
 - ② 充電残量の有無
 - (6) 故障等があったと高文連事務局が判断した場合は、使用した団体に修理・弁償を請求する。
 - (7) 操作方法などについての質問は、高文連事務局では受け付けない。
 - (8) 同日に使用希望が重複した際は、申請書の内容・必要数・目的・申請書提出時期・事業規模・通年の使用状況その他を総合的に考慮し、高文連事務局で決定し、専門部・支部に伝える。申請書に不備があった場合は、申請者への連絡なしに使用希望を優先できないことがある。

長野県高等学校文化連盟

デジタル簡易無線使用申請書

以下のとおり使用を申請します。

申請の日付	年 月 日	
使用を希望する団体名		
使用を希望する事業名		
受取の形態 (右の①・②の いずれかに○)	①県高文連事 務局にて直接	月 日 時 分頃～ 時 分頃の間
	②郵送・宅配 (着払い)	月 日 時必着 送付先住所 (学校等の場合は校名も記入) 受取人氏名
返却の形態 (右の①・②の いずれかに○)	①県高文連事 務局にて直接	月 日 時 分頃～ 時 分頃の間
	②郵送・宅配 (元払い)	月 日 時送付予定
希望最低数 (※)	本体 個 HS 個 SM 個	(事由)
希望最高数	本体 個 HS 個 SM 個	
使用の実際の担当者	所属 氏名 電話番号	
その他特記事項 (あれば)		

※ 「希望最低数」とは、「この数を下回って借りても意味のない数」です。

※ HSとはヘッドセットマイク、SMとはスピーカーマイクを指します。とくにどちらかを希望する場合は記入して下さい。記入がなければ、適宜本体個数と同数を用意します。

記入例

長野県高等学校文化連盟 デジタル簡易無線使用申請書

以下のとおり使用を申請します。

申請の日付	2018年10月1日	
使用を希望する団体名	長野県高文連〇〇専門部	
使用を希望する事業名	平成30年度〇〇専門部県フェスティバル	
受取の形態 (右の①・②の いずれかに○)	①県高文連事務局にて直接	11月1日15時00分頃～17時00分頃の間
	②郵送・宅配 (着払い)	月 日 時必着 送付先住所(学校等の場合は校名も記入) 受取人氏名
返却の形態 (右の①・②の いずれかに○)	①県高文連事務局にて直接	11月5日9時00分頃～14時00分頃の間
	②郵送・宅配 (元払い)	月 日 時送付予定
希望最低数(※)	本体3個 HS 個 SM 個	(事由) 舞台袖・受付・本部・客席・駐車場・運営責任者の連絡をとりたいが、最低でも前3者の連絡がとれないようであれば、使用の意味はないので希望を取り下げる。
希望最高数	本体6個 HS 個 SM 個	
使用の実際の担当者	所属	〇〇高等学校
	氏名	長野 太郎
	電話番号	026-XXX-XXXX
その他特記事項 (あれば)		

※ 「希望最低数」とは、「この数を下回って借りても意味のない数」です。

※ HSとはヘッドセットマイク、SMとはスピーカーマイクを指します。とくにどちらかを希望する場合は記入して下さい。記入がなければ、適宜本体個数と同数を用意します。